

期 間 入 札 の 公 告

令和 6 年 4 月 8 日

新潟地方裁判所高田支部

裁判所書記官 渡 邊 康 弘

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6 年 5 月 7 日から 令和 6 年 5 月 14 日 午後 3 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 6 年 5 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 新潟地方裁判所高田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6 年 5 月 30 日 午前 9 時 50 分 場 所 新潟地方裁判所高田支部
特別売却 実施期間	令和 6 年 5 月 20 日 午前 9 時 00 分から 令和 6 年 5 月 22 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6 年 4 月 8 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和5年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
2～4	2,330,000 1,864,000	一括	466,000	51,838	7,403
2	680,000				
3	1,150,000				
4	500,000				



物 件 目 録

2 所 在 妙高市栗原三丁目
地 番 9 2 7 番 1
地 目 宅地
地 積 1 5 7 . 3 0 平方メートル

3 所 在 妙高市栗原三丁目
地 番 9 2 7 番 3
地 目 畑
地 積 2 6 4 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

4 所 在 妙高市栗原三丁目
地 番 9 2 7 番 5
地 目 宅地
地 積 1 1 4 . 3 5 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 5年12月13日

新潟地方裁判所高田支部

裁判所書記官 鈴木 峻

1 不動産の表示

【物件番号2～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号2～4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2～4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号3】

本件土地の現況は農地ではない旨の農業委員会の回答がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

2 所 在 妙高市栗原三丁目
地 番 9 2 7 番 1
地 目 宅地
地 積 1 5 7 . 3 0 平方メートル

3 所 在 妙高市栗原三丁目
地 番 9 2 7 番 3
地 目 畑
地 積 2 6 4 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

4 所 在 妙高市栗原三丁目
地 番 9 2 7 番 5
地 目 宅地
地 積 1 1 4 . 3 5 平方メートル



令和5年(ケ)第16号
令和5年7月26日受理
令和5年9月26日提出

現況調査報告書

(物件2ないし4関係)

新潟地方裁判所高田支部

執行官 間 鉄 雄 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 2 | 所 | 在 | 妙高市栗原三丁目 |
| | 地 | 番 | 9 2 7 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 5 7 . 3 0 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 妙高市栗原三丁目 |
| | 地 | 番 | 9 2 7 番 3 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 2 6 4 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 妙高市栗原三丁目 |
| | 地 | 番 | 9 2 7 番 5 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 1 4 . 3 5 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	住居表示未実施
土地	物件2ないし4
現況地目	☒ 宅地（物件2ないし4） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☒ 上記の者が本土地を更地の状態で管理し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	1 物件2ないし4の土地及び登記簿上有限会社新興建設所有の目的外土地（妙高市栗原三丁目926番4, 同所927番2の土地）は一団の土地である。 2 物件2の土地は、東側で幅員約5.5メートルの市道栗原中通り線に接面する。 3 物件2ないし4の土地は、東側の間口が約10.8メートル、奥行きが約43メートルないし53メートルくらいの土地で、土地の形状は、ほぼ法務局備付の公図のとおりである。 4 物件2ないし4の土地の占有に関し、債務者兼所有者会社代表者Aに照会書を送付するも、その回答はない。近隣住民の陳述及び立入調査の結果、物件2ないし4の土地の現況は更地であって、所有者以外の第三者の占有を徴表するものが認められない事実等から所有者占有と認定した。 5 物件3の土地に対する妙高市農業委員会からの「農地等の現況に係る照会に対する回答書」によれば、現況：非農地（宅地）。転用の許可等の有無とその内容：平成20年12月22日付農地法第5条の転用の許可あり（転用目的：住宅・車庫建設敷地。許可等を受けた者の氏名：有限会社新興建設）。買受適格証明書の要否：否）という回答がなされている。 6 隣地等の所有者（登記簿上） ① 妙高市栗原三丁目928番1, 同所928番2, 同所928番3の所有者：B, C ② 妙高市栗原三丁目926番4, 同所927番2の所有者：有限会社新興建設 ③ 妙高市栗原三丁目926番1の所有者：D ④ 妙高市栗原三丁目926番3, 同所893番4, 同所893番5, 同所893番6の所有者：新井市
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

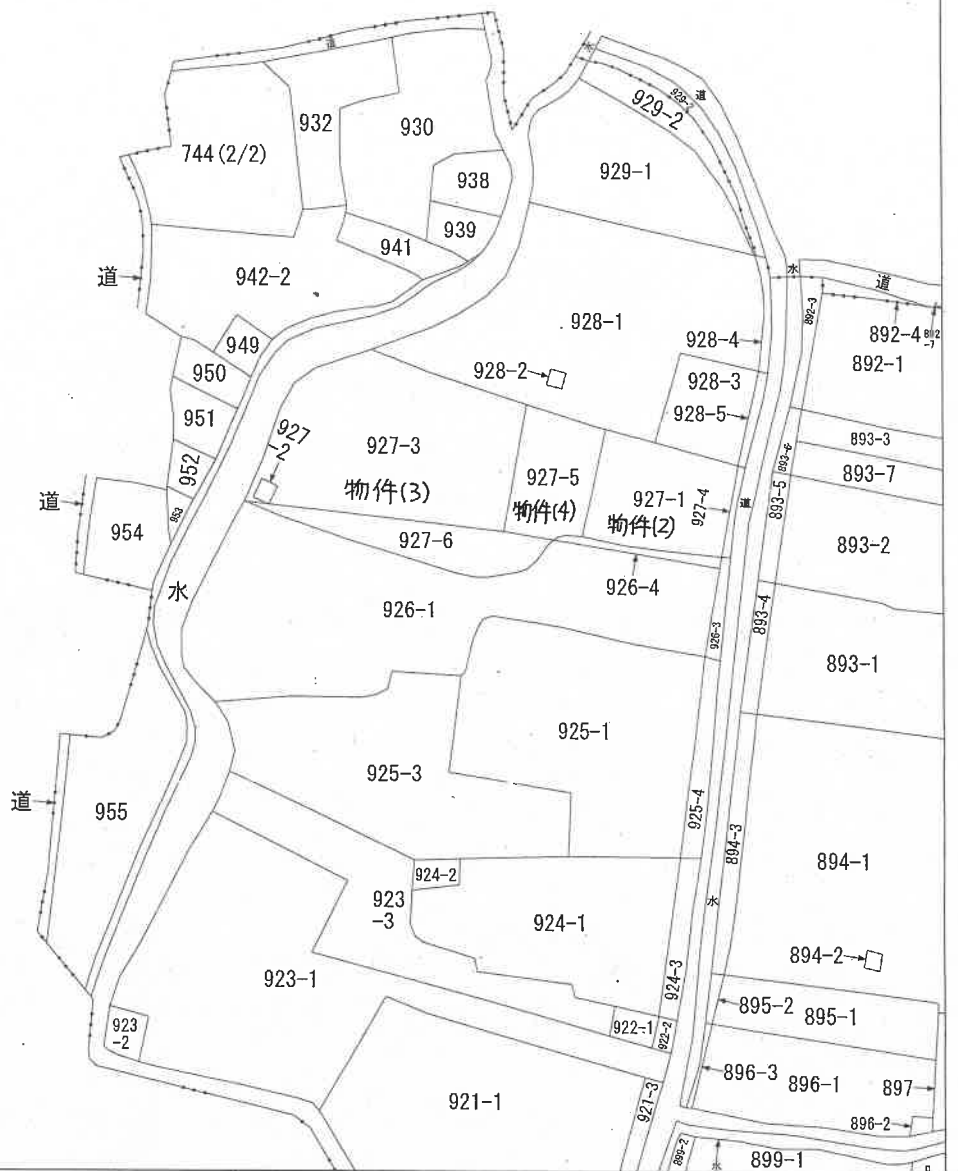
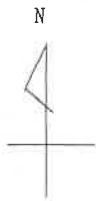
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣住民	1 物件2ないし4の土地は, 株式会社新興建設が所有する土地であることは承知しています。 2 株式会社新興建設が物件2ないし4の土地の管理を全くしないので, 土地の草刈り等は私が無償で行っています。雑草が繁茂すると, 虫が湧くのでやむを得ず行っているのです。 3 物件2ないし4の土地は誰も使用していません。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
5年7月31日 (月) 13:20-13:25	新潟地方法務局上越支局	公図, 地積測量図, 登記事項要約書取得
5年7月31日 (月) 11:50-12:00	目的物件所在地	外観調査
5年8月5日 (土) 12:00-12:35	目的物件所在地	立入調査。写真撮影。近隣住民と面談
5年8月7日 (月) 15:30-15:35	妙高市役所市民税務課	名寄帳写の交付申請書持参(令和5年8月10日名寄帳写取得)。
5年8月7日 (月) 15:35-15:40	妙高市農業委員会事務局	農地等の現況に係る照会書持参(令和5年8月24日回答書受領)
5年8月31日 (木) 13:20-13:30	当庁	債務者兼所有者会社代表者 A に対し占有関係の照会書送付(回答なし)
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

1 892-5
0 898-1



新潟県地方務局上越支局備付図面写し
(ただし A3をA4に縮小)



A 栗原3丁目

請求部分	所在地	妙高市栗原三丁目				地番	927番2			
出力縮	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治25年7月				備付年月日(原図)			補記事項		

(5 枚目)

登記年月日：平成5年7月30日

415184

前 927-3 後・新同一

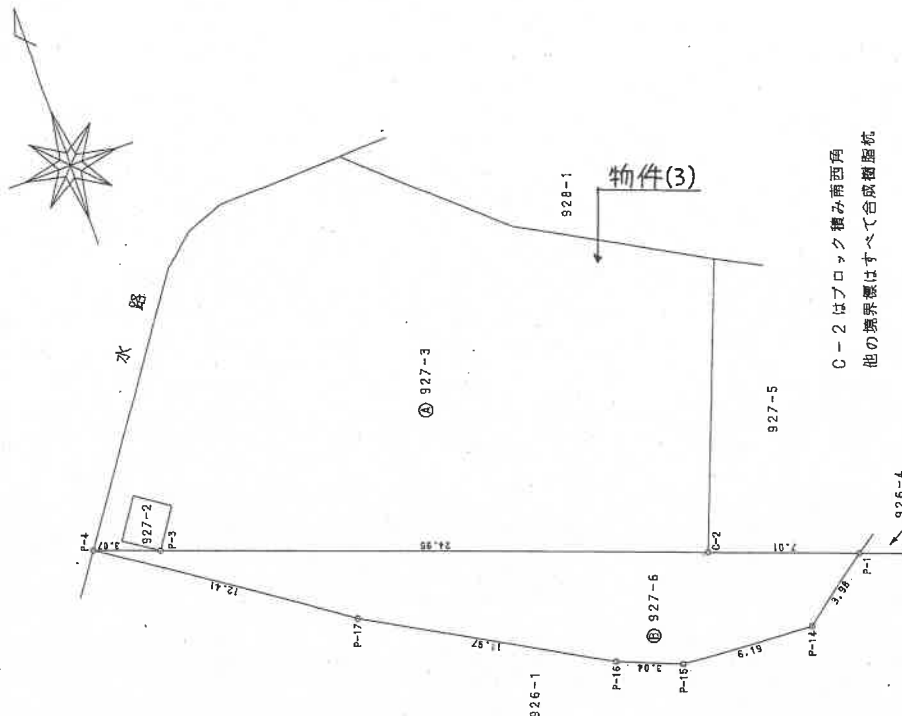
地 積 測 量 図

番 927-3

地 927-6

土地の所在 新井市大字栗原字地蔵留

妙高市栗原三丁目



地番 ④ 927-6
観測点
P-1
C-2
P-3
P-4
P-17
P-16
P-15
P-14

座標 X
98.603
101.027
109.661
110.723
103.686
97.799
96.662
96.277

座標 Y
106.941
100.365
76.953
74.070
84.297
94.720
97.534
103.716

X-X
4.750
11.058
9.696
-5.975
-12.924
-7.024
-1.522
1.941

面積
507.969750
1109.836170
746.136288
-442.568250
-1089.454428
-665.313280
-148.446748
201.312756
219.472258
109.736129
109

母面積
母面地

地番 ④ 927-3
374.6425 - 109.736129 = 264.906371
地積 264 m²

(単位：メートル)

⑤ 石杭・⑥ 金属標・⑦ コンクリート杭・⑧ 合成樹脂杭・⑨ 鉄杭

作製者

(平成 5 年 7 月 29 日作製)

申請人

新潟県土地家屋調査士会

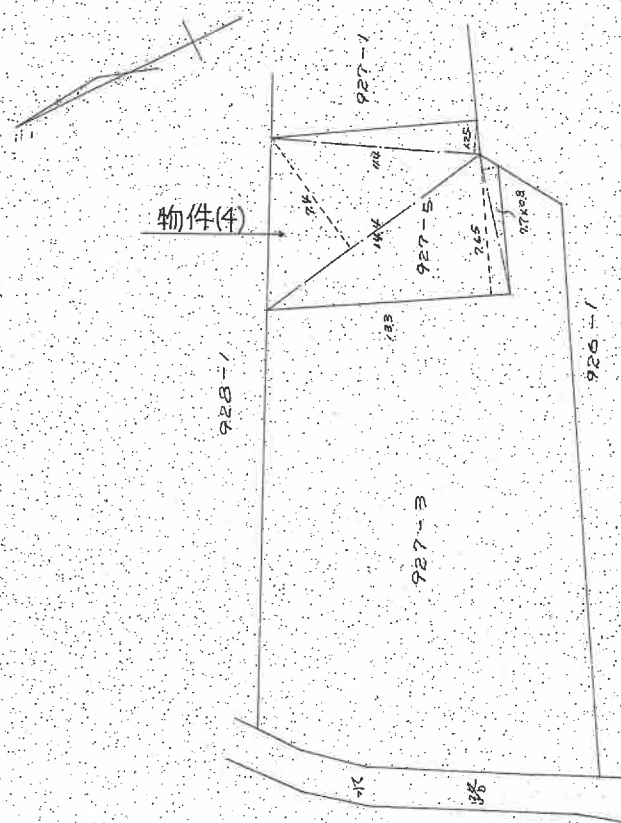
昭和・平成 5 年 7 月 30 日登記

縮尺 1/250

415183 (前) 後新同一

番	927-3 927-5
土地の所在	新井町八幡宮境内地

妙高市栗原三丁目



$$48900 - 1143575 = 3746425$$

$$m^2 = 37.4$$

$$11.4 \times 1.25 = 14.25$$

$$144 \times 74 = 10656$$

$$13.3 \times 745 = 101,745$$

$$7.7 \times 0.8 = 6.16$$

516822(2)

7/1/20

縮	尺	1304
---	---	-----------------

日本土地家屋調査士連合会(紙用)

昭和 平成 49 年 5 月 1 日登記

(日 調 連 9)

土地位置関係図 (概略)

○印は写真撮影位置、方向

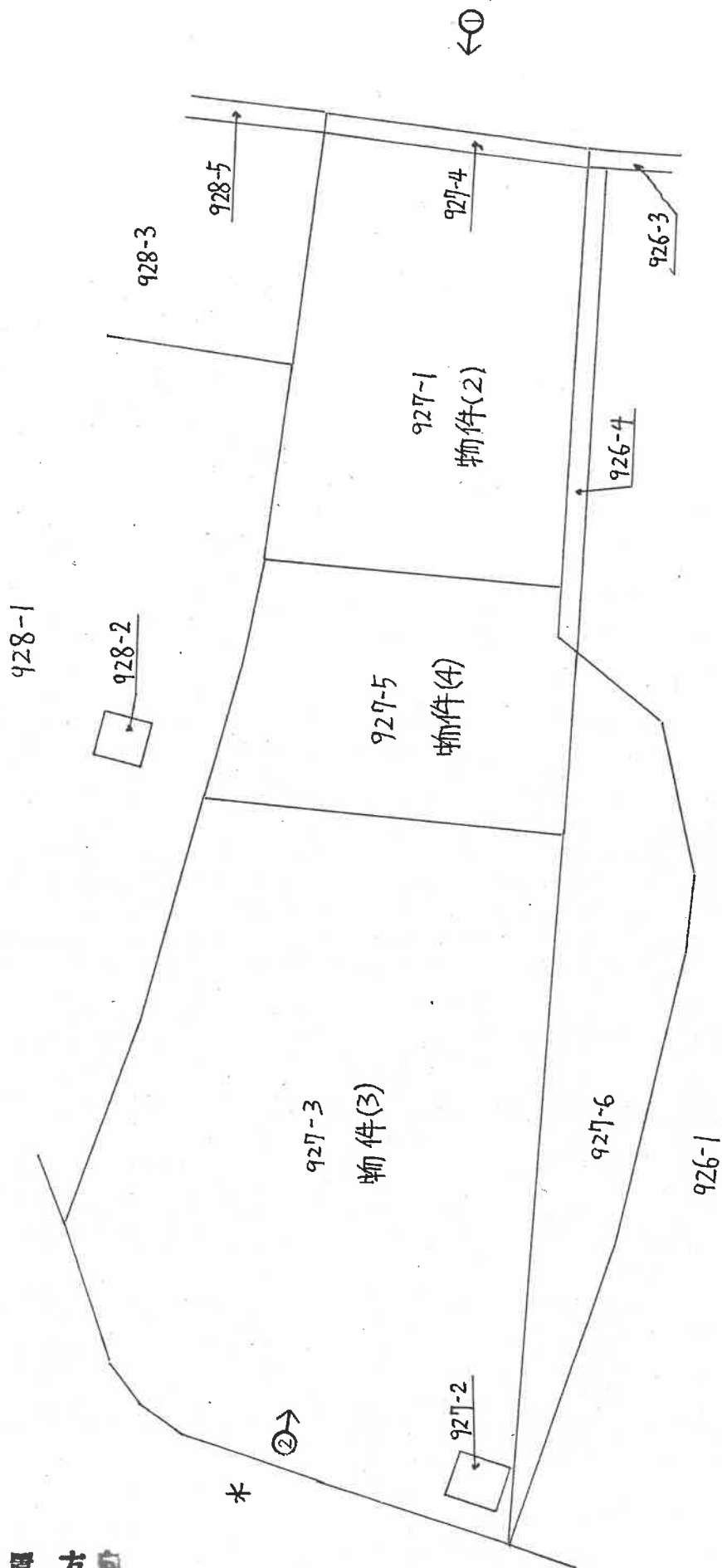


写真 /



写真 2



求 意 見 書

吉 田 巧 殿

令和 6年 2月22日

新潟地方裁判所高田支部

裁判所書記官 鈴木 峻

別紙物件目録記載の不動産につき、売却を実施させても適法な買受けの申出がなかった
ので、貴職から提出された評価書に基づく売却基準価額を別紙のとおり変更すること
について、貴職の意見を求めます。

本書面を受け取った日から7日以内に、下記の意見書に意見を記載して提出してくだ
さい。

意 ・ 見 書

売却基準価額の変更は、

(1) 相当である。

(2) 不相当である。

(3) その他

令和 6年 2月 24日

評価人

吉 田 巧



物 件 目 録

2 所 在 妙高市栗原三丁目
地 番 9 2 7 番 1
地 目 宅地
地 積 1 5 7 . 3 0 平方メートル

3 所 在 妙高市栗原三丁目
地 番 9 2 7 番 3
地 目 畑
地 積 2 6 4 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

4 所 在 妙高市栗原三丁目
地 番 9 2 7 番 5
地 目 宅地
地 積 1 1 4 . 3 5 平方メートル



(別紙)

[illegible]

令和5年 (ケ) 第16号
令和5年 8月18日 現地調査
令和5年10月 2日 評 価

新潟地方裁判所 高田支部 御中

評 価 書
(物件2乃至4)

評価人 不動産鑑定士

吉 田 巧

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 3, 8 8 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 2 (土地)	金 1, 1 4 0, 0 0 0 円
物件 3 (土地)	金 1, 9 1 0, 0 0 0 円
物件 4 (土地)	金 8 3 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1乃至3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評 価 の 条 件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

(現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ)

番号	所在等	登記	現況
2	所在地目地積	妙高市栗原三丁目 927番1 宅地 157.30平方メートル	
3	所在地目地積	妙高市栗原三丁目 927番3 畑 264平方メートル	宅地
4	所在地目地積	妙高市栗原三丁目 927番5 宅地 114.35平方メートル	
特記事項			
・ 物件3の現況地目は妙高市農業委員会からの回答（現況：非農地（宅地））及び現地調査に基づき上記のとおり認定した。 ・ 本物件は目的外土地（地番926番4及び927番2）と共に一体として形成されている。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況（物件2乃至4、目的外土地（地番926番4及び927番2））

位 置 ・ 交 通	本物件はえちごトキめき鉄道 妙高はねうまライン「北新井」駅の南東方・道路距離約 700m、バス停留所「栗原」の北西方・道路距離約 240m（徒歩約 4 分）の場所に位置する。															
付 近 の 状 況	本物件の属する地域は、国道 292 号の西側背後に低層の戸建住宅、農家住宅等が建つ中、畑も介在する既成の住宅地域である。地域内の道路は南北を蛇行して走る市道であり、国道 292 号との連続性は概ね良好である。また、北西方で柳井田踏切を渡った先の旧北国街道等にも接続する。 新井北小学校のほか、ショッピングセンターCOA とも比較的近く、利便性は概ね優れる。 当該地域は利用状態等に大きな変化がみられず、しばらく現状の環境が維持されるものと予想される。															
主な公法上の規制等 （道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分：非線引き都市計画区域 用 途 地 域：用途無指定地域 建 蔽 率：70% 容 積 率：200% 防 火 規 制：— その他の規制：—															
画 地 条 件 （規模、形状等）	物件 2 乃至 4 と目的外土地（地番 926 番 4 及び 927 番 2）は一体と成って一画地を形成している。当該一体地は東側が市道と概ね等高に接面し、間口約 11.7m程度（物件 2 のみの間口は約 10.8mと推測）、奥行約 43m～約 53m程度、ほぼ長方形の中間画地である。 法務局備付の図面資料等をもとに現地で概測した結果、現況地積は登記面積と概ね一致と推認する。なお、当該一体地の登記面積の合計は 554.95 m²である。 [目的外土地の概要（妙高市栗原三丁目地内）] <table><tr><td>地番</td><td>登記地目</td><td>現況地目</td><td>登記地積</td><td>所有権登記名義人</td></tr><tr><td>926 番 4</td><td>原野</td><td>宅地</td><td>16 m²</td><td>有限会社新興建設</td></tr><tr><td>927 番 2</td><td>墓地</td><td>宅地</td><td>3.30 m²</td><td>有限会社新興建設</td></tr></table>	地番	登記地目	現況地目	登記地積	所有権登記名義人	926 番 4	原野	宅地	16 m ²	有限会社新興建設	927 番 2	墓地	宅地	3.30 m ²	有限会社新興建設
地番	登記地目	現況地目	登記地積	所有権登記名義人												
926 番 4	原野	宅地	16 m ²	有限会社新興建設												
927 番 2	墓地	宅地	3.30 m ²	有限会社新興建設												
接 面 道 路	東側：市道 栗原中通線 （幅員約 5.5m・アスファルト舗装・建築基準法第 42 条 1 項 1 号の道路）															

土地の利用状況 及び隣地の状況等	[土地の利用状況] 物件 2 乃至 4 及び目的外土地の一体地は、建築物や墓石等が存在しない更地である。全体は雑草等が生い茂るほか、南西端に竹等の樹木が植生するが現況及び周辺等の状態、さらに妙高市農業委員会からの回答に基づき現況地目は宅地と認定した。 その他、隣接地との境界付近には高さ約 0.2m～約 0.4m 程度のコンクリートブロック塀や低い石積みが存在する。 現地調査及び登記記録において特に使用収益を制約する権利の付着や第三者の占有を表す端緒は確認されず、所有者が管理占有しているものと推認した。 物件 3 土地における農業委員会からの「農地等の現況に係る照会に対する回答書」の結果は以下のとおり。 現況：非農地（宅地） 転用許可等の有無とその内容：平成 20 年 12 月 22 日付 農地法第 5 条許可あり。 買受適格証明書の要否：否 [隣地の状況] 東側は市道を介して戸建住宅の敷地、西側は幅約 1.8m の水路、南側は更地（市道側に石碑が立つ）、北側は戸建住宅等の敷地。
供給処理施設	妙高グリーンエナジー株式会社にて調査した結果、以下のとおり。 上水道：あり 都市ガス：あり 公共下水道：あり
特記事項	なし。

第5 評価額算出の過程

下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	占有減価 修正率 エ	市場性 修正率 オ	競売市場 修正率 カ	評価額 (円) ア×イ×ウ× エ×オ×カ
2	14,900	0.90	157.30	1.00	0.90	0.60	1,140,000
3	14,900	0.90	264	1.00	0.90	0.60	1,910,000
4	14,900	0.90	114.35	1.00	0.90	0.60	830,000
一 括 価 格							3,880,000

ア 標準画地価格

第6参考価格資料記載の地価公示標準地との規準、比準価格〔類似地域所在の取引事例価格〕等を比較考量の上、標準画地価格を査定した。

地価公示標準地 妙高 - 3 を規準とした価格

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 23,300 \text{ 円/㎡} & \times & 100 & / & 100 & \times & 100 & / & 100 & \times & 100 & / & 156 & = & 14,900 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正 : 地価公示標準地の公示価格の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標準化補正 : 標準的 ±0

◇ 地 域 格 差 : 街路、交通接近、環境条件 +56

イ 個 別 格 差 : 奥行長大等 -10%

ウ 地 積 : 登記面積を採用

エ 占有減価修正率 : 必要なし。

オ 市 場 性 修 正 率 : 目的外土地の存在、市場流動性の程度等を考慮し修正率を判定。 -10%

カ 競売市場修正率 : 前記「第2 評価条件」記載の競売市場の特殊性を考慮。 -40%

第6 参考価格資料

地価公示標準地 [妙高 - 3]

所在及び地番：妙高市栗原5丁目 769番28

住居表示：栗原5-3-29

価 格：23,300 円／㎡

位 置：えちごトキめき鉄道 北新駅の北東方・道路距離約 900m に位置する。

価 格 時 点：令和5年1月1日

地 積：381 ㎡

供給処理施設：上下水道、都市ガスあり。

接 面 街 路：北側約 8m アスファルト舗装の市道

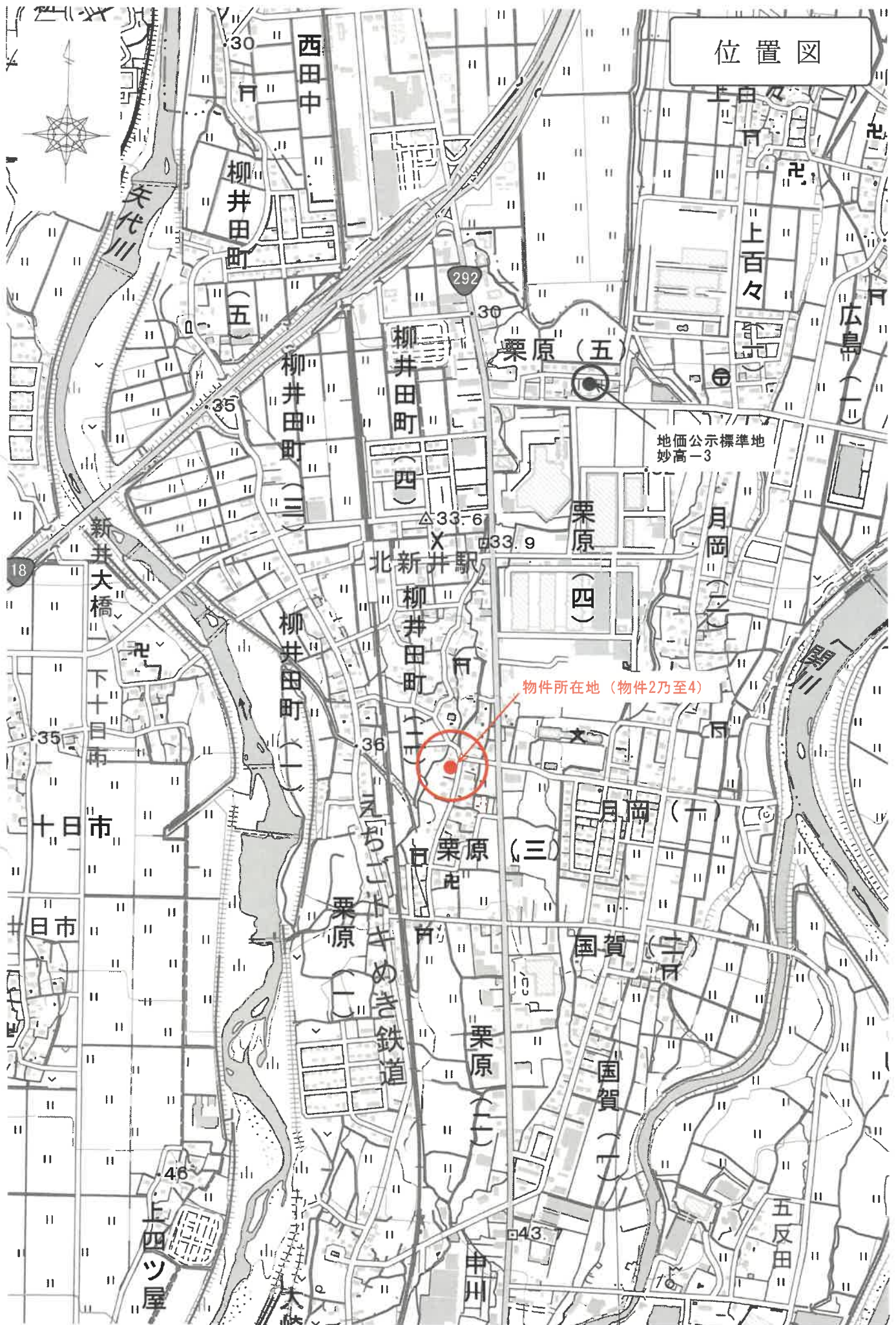
用 途 指 定 等：非線引き都市計画区域、第1種住居地域（建蔽率 60%、容積率 200%）

地 域 の 概 要：一般住宅が多く建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写し
- 3 地積測量図写し

以上。



位置図

地価公示標準地
妙高-3

物件所在地 (物件2乃至4)



請 求 部 分	所 在 妙高市栗原三丁目					地 番	927番2			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	明治25年7月				備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項		

「新潟地方法務局上越支局備付」

登記年月日：平成5年7月30日

415184

前 927-3 後・新同一

地積測量図

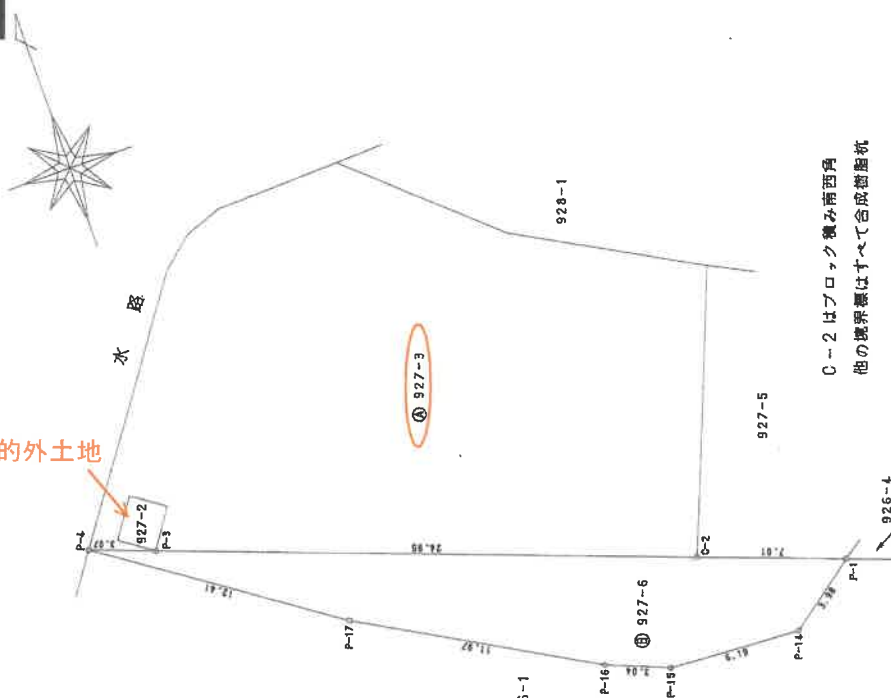
地番 927-3

927-6

土地の所在 新井市大字栗原字地蔵留

妙高市栗原三丁目

目的外土地



地番 ㊦ 927-6	座標 X	座標 Y	X-X	座標 Y	座標 X
測点	98.603	106.941	4.750	106.941	98.603
P-1	101.027	100.365	11.058	100.365	101.027
C-2	109.661	76.953	9.696	76.953	109.661
P-3	110.723	74.070	-5.975	74.070	110.723
P-4	103.686	84.297	-12.924	84.297	103.686
P-17	97.799	94.720	-7.024	94.720	97.799
P-16	96.662	97.534	-1.522	97.534	96.662
P-15	96.277	103.716	-1.941	103.716	96.277
P-14			219.42258		
			201.312758		
			-148.446748		
			-685.313280		
			-1089.454428		
			-442.568250		
			746.136288		
			1109.836170		
			507.969750		

地番 ㊦ 927-3
374.6425 - 109.736129 = 264.906371
面積 264 m²

(単位：メートル)

㊦ 石杭 ㊦ 金属標 ㊦ コンクリート杭 ㊦ 合成樹根杭 ㊦ 鋳鉄杭

作製者

(平成 5 年 7 月 29 日作製)

申請人

縮尺 1/250

新潟県土地家屋調査士会

昭和 55 年 7 月 30 日登記

(A 3判をA 4判に縮小)

「新潟地方法務局上越支局備付」

415183 (前) 927-3 後・新同一

地積測量圖

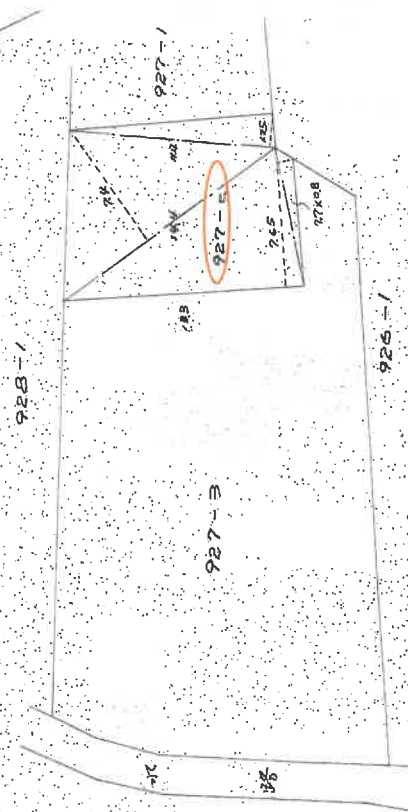
地番	927-5 927-5
土地の所在	新井市大字栗原字地藏溜

妙高市栗原三丁目

昭和四年四月廿七日

作 製 年 月 日

作者製



927-3

$$5279746 - 143575 = 5136171$$

$$= 374 \text{ m}^2$$

5-226

$$11.4 \times 1.25 = 14.25$$

$$144 \times 74 = 10656$$

$$13.3 \times 7.65 = 101.745$$

$$7.7 \times 0.8 = 6.16$$

2) 228715

22

(田 羅 第 9)

箱 尺

1/30

（日）本土、地家屋調査士、合連合會、用（紙）

昭和・平成49年5月1日登記

地積測量図写し (物件4)

(A 3判をA 4判に縮小)

「新潟地方法務局上越支局備付」

登記年月日：昭和49年5月1日

415182

926-1

後：新同一

地番

926-1

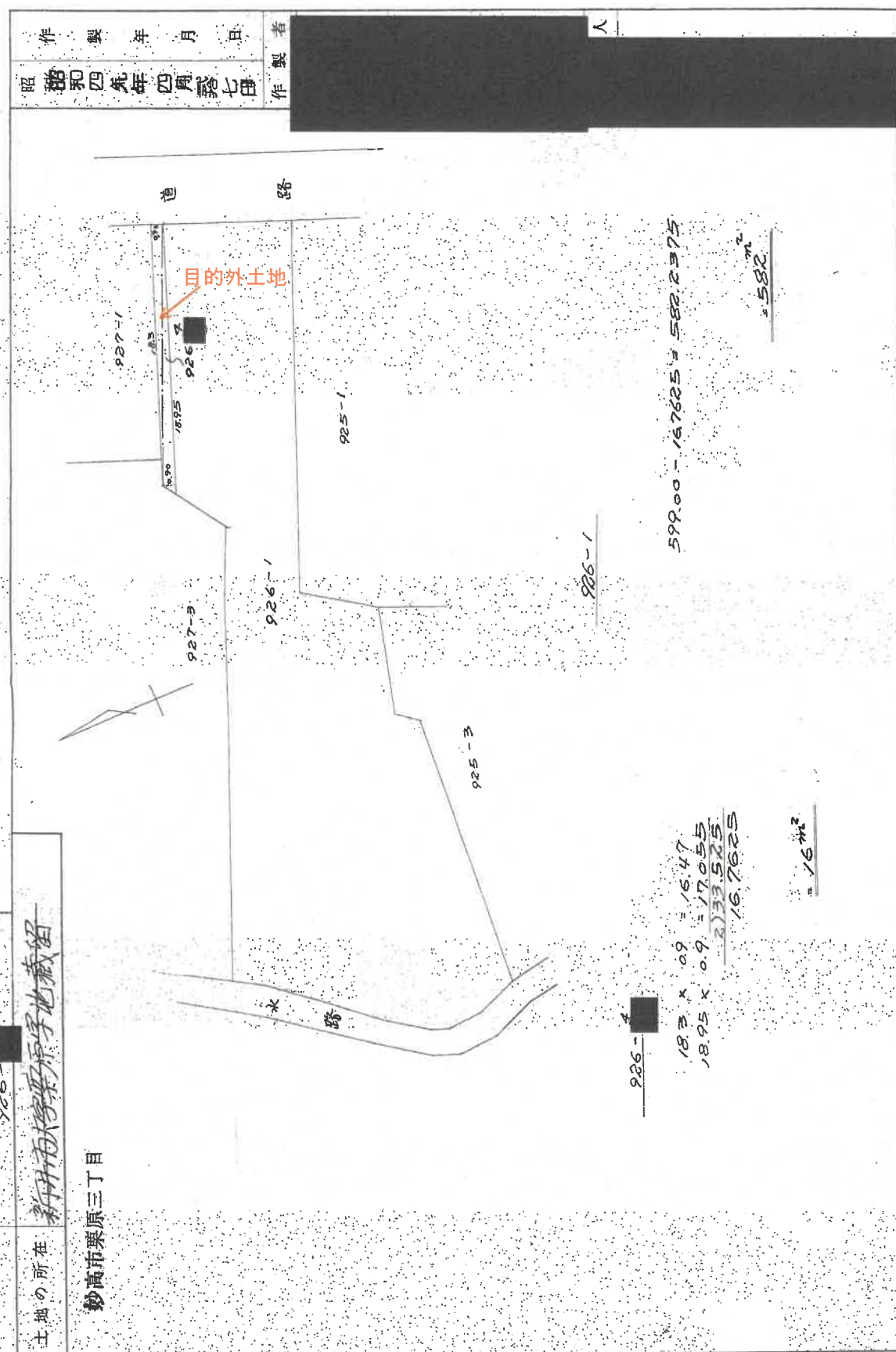
926-1

土地の所在

新潟市青葉区字也蔵留

妙高市栗原三丁目

地積測量図



昭和四十九年四月二十七日

製作

年 月 日

人

地積測量図写し（目的外土地）

（日本土地家屋調査士会連合会用紙）

昭和四十九年五月一日登記

縮尺 1/300

（A3判をA4判に縮小）

「新潟地方法務局上越支局備付」